

# 令和元年度農薬危害防止運動実施要領

## 1 趣 旨

農薬の安全かつ適正な使用及び適切な保管管理の徹底は、農産物の安全性の確保及び農業生産の安定のみならず、県民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来から、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）及び毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づく取締り等必要な施策の実施に努めてきたところである。

しかしながら、昨年、一昨年と農薬の不適正使用に起因する農薬残留基準値超過事案が県内で続けて発生しているほか、本年度には農薬の大量盗難事件も報告されている状況にある。また、近年は、飛散防止対策など、周辺における環境や健康への影響に対する配慮が強く求められている。

このため、農薬に関する正しい知識を広く普及し、農薬による事故等の発生を未然に防止することを目的に、農薬危害防止運動を実施する。

## 2 名 称

農薬危害防止運動

## 3 主 唱

長 野 県

## 4 後 援

長野県市長会

長野県町村会

長野県農業協同組合中央会

全国農業協同組合連合会長野県本部

長野県農薬卸商業協同組合

長野県農薬協同組合

長野県農業共済組合

一般社団法人 長野県植物防疫協会

一般社団法人 長野県医師会

一般社団法人 長野県薬剤師会

## 5 実施期間

令和元年 6 月 1 日（土）から 8 月 31 日（土）までの 3 ヶ月間とする。

## 6 重点目標

(1) 農薬及びその取扱いに関する正しい知識を普及すること

(2) 農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理を徹底すること

(3) 周辺住民等に健康被害が生じることがないように、農薬の飛散防止対策を徹底すること

## 7 運動の概要

(1) 農薬危害防止運動の周知

ア ホームページへの掲載による周知

イ 啓発ポスターの作成・配布、新聞への記事掲載等による啓発

(2) 農薬の適正使用等についての指導

ア 農薬適正使用研修会の開催

イ 農薬使用者への立入調査・指導の実施

(3) 農薬の適正販売についての指導

ア 農薬販売者への立入検査・指導の実施

イ 毒物及び劇物たる農薬の適正な販売・保管方法の周知

(4) 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

ア 蜜蜂や魚介類への農薬による被害軽減対策の推進

## 8 その他

この要領に定めるもののほか、この要領に実施に関し必要な事項は別に定める。